

令和2年2月28日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う理容師
養成施設及び美容師養成施設の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「養成施設」という。）に在学中の生徒の修学等に不利益が生じることがないように、養成施設の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、内容について御了知の上、管内の養成施設に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 養成施設の運営に係る取扱い

- (1) 養成施設にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実務実習中止、休講等の影響を受けた生徒と影響を受けていない生徒の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに生徒に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 養成施設にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (3) 養成施設にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実務実習施設の受け入れの中止等により、実務実習施設の変更が必要となることが想定される。

実務実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実務実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実務実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実務実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実務実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

2. 受験資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実務実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該養成施設を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、理容師又は美容師の国家試験の受験資格が認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実務実習中止、休講等の対応を受けた生徒は、他の生徒より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該養成施設を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、理容師又は美容師の国家試験の受験資格が認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、養成施設にあつては、時間割の変更、補習授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html